

大船渡市地域おこし協力隊
(水産業振興・情報発信事業)
募集要項

1 募集する活動テーマ

大船渡市では、令和3年に策定した水産業振興計画に基づき、本市水産物の付加価値向上や担い手の育成・確保を始めとする各種取組を推進しています。

このような中、本市では、「水産のまち大船渡」の知名度向上のため、水産業・水産物のPRや情報発信による消費者の本市水産業への理解の促進を図る活動を行う地域おこし協力隊員を募集します。

2 活動内容

水産業振興・情報発信事業

(1) 目的

「水産のまち大船渡」としての知名度が向上し、本市水産物のファンや漁業就業者が増加し、水産業が活性化する。

(2) 活動内容

- ア SNS等での本市水産業の情報発信、水産物の魅力PR
- イ 漁業就業希望者への着業に向けたサポート

3 募集人数

1名

4 応募資格

次の全ての要件を満たす20歳以上の方とします。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない方
 - (2) 次のア～ウに該当する者のうち、地域おこし協力隊員に委嘱された後、速やかに本市へ生活の拠点を移し、住民票を異動することが可能である方
 - ア 三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）の都市地域等に現住所を有している方（※）
 - イ 他の市町村において地域おこし協力隊であった方（同一地域における活動2年以上、かつ、解嘱後1年以内）
 - ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）を終了した方又は委嘱日前日までに終了する方（JETプログラム参加者としての活動2年以上、かつ、JETプログラムを終了した日から1年以内）
- ※ 総務省ホームページ「地域おこし協力隊」内の地域要件確認表にて地域要件を確認できます。
- (3) 活動内容に興味があり、地域住民と協力して活動できる方
 - (4) 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方
 - (5) 普通自動車運転免許を取得している方又は着任までに取得することが可能である方（AT限定可）

(6) 地域おこし協力隊の活動期間終了時に当市において起業又は就業し、定住する意欲のある方

5 申込受付期間

令和6年2月26日(月)から定員に達した日まで【随時受付選考】

※ 採用が決定となり次第、募集を終了します。

6 応募手続及び選考方法

(1) プレエントリー

(2) 説明会

プレエントリー後、オンラインツールを用いて大船渡市地域おこし協力隊について、個別に御説明します。

(3) 本エントリー

1次選考に向けた書類を提出していただきます。

(4) 1次選考

応募書類等により、書類選考を行います。

(5) 2次選考

1次選考合格者を対象として、市内で対面にて面接を行います。

※ 1次選考を通過した方を対象に、現地説明会の案内をします。旅費や滞在費を含む参加費用は自己負担としますが、先輩移住者に直接会って話がしたい、活動内容を実際に体験してみたい等の御希望に合わせ、市内を案内します。

なお、現地説明会の参加有無は選考に関係しませんので、そのまま2次選考に進んでいただくことも可能です。

7 任用形態及び期間

(1) 大船渡市の会計年度任用職員として任用します。

(2) 任用期間は、任用の日から最長3年間とします。(任用の日は令和6年4月1日以降で、相談により決定します。)

※ 会計年度任用職員として任用することを予定していますが、具体的な活動内容、隊員の目標や特性等に応じ、市、隊員等で協議の上、任用形態等を変更する場合があります。(例：会計年度任用職員から委託契約への切替えなど)

なお、以下に記載している報酬、手当、待遇等は、会計年度任用職員として任用した場合のものであり、任用形態の変更、制度改正などにより変更になる場合があります。

8 報酬

月額 200,000円(社会保険料の本人負担分等控除前の額)

※ 退職手当及び住居手当に相当する報酬の支給はありません。ただし、月額5万円を上限とする家賃補助制度があります。

9 賞与

6月と12月の年2回支給されます(基準日の6月1日と12月1日に在職する方が対象。)

また、計算方法は常勤職員と同様になります。

10 勤務時間等

- (1) 勤務日数 原則、週 5 日間（月曜日から金曜日）とします。
- (2) 勤務時間 原則、午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までは休憩時間）とします。

11 勤務場所

大船渡市役所農林水産部水産課（大船渡市盛町字宇津野沢15）

12 待遇・福利厚生等

- (1) 社会保険等（市町村職員共済組合・厚生年金保険・雇用保険）に加入します。
- (2) 通勤距離に応じて、通勤手当に相当する額を支給します。
- (3) 任用期間に応じて、年次有給休暇を付与します。
- (4) 活動に必要な消耗品や作業道具、岩手県内外への旅費及び研修への参加費等は、予算の範囲内で市が支給します。
- (5) 業務に使用する車両は、市が用意します。
- (6) 大船渡市に赴任する際の費用は、自己負担とします。
- (7) 任期終了後、市内で起業又は事業承継を行う場合は、それらに必要な経費に対し、補助金が交付されます。（隊員 1 人につき 1 回のみ、100万円が上限）

13 副業

副業は、原則可能です。ただし、勤務時間外に行うこととします。

14 問合せ先

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地

大船渡市役所 企画政策部 企画調整課（担当 石橋、小山）

TEL 0192-27-3111/FAX 0192-26-4477